

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- 企業間の連携（サプライチェーン全体の情報共有・連携を強化し、解体工事及び付帯工事の効率化）
- IT 実装支援（サプライチェーン全体のデータ相互利用）
- グリーン化の取組（G-クレジットの購入・啓蒙活動、グリーン調達）
- 健康経営に関する取組（健康診断の合同受診、健康指導）
- BCP/事業継続（電子ツールを活用した安否確認体制の構築、取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図ります。

3. その他（任意記載）

- 各種取引先、協力会社等との定期的な面談を実施し、関係性を強化するとともに、業界全体の発展に貢献します。
- 環境に配慮した安全で誠実な工事を実施し、地域社会の発展に貢献できるよう努めます。

2026 年 1 月 1 日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 研木村

代表取締役 木村 順一

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。